

「発達障がい」の早期発見、その後の適切な支援に向けて

概要

～発達障がい専門部会における議論のまとめ～

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

経 過

- 「発達障がい」は、平成22年に障害者自立支援法の対象となり、平成23年には改正障害者基本法において、障がいの定義の中で明確に規定されるなど、発達障がいを取り巻く環境が大きく変化した。
 - こうした中、道では、発達障がいのある人とその家族への支援の状況や生活実態を把握し、発達障がい児・者支援施策の推進や支援関係者が共通認識を深めるため、平成24年に実態調査を実施した。
 - 調査結果を踏まえ、道が設置した発達支援推進協議会発達障がい専門部会において、発達障がいの早期発見、途切れのない支援についての基本的な考え方などの議論を重ねた。
 - 議論の状況
 - ◆ 第一回部会（25年 7月） ～ 支援策の推進について
 - ◆ 第二回部会（25年10月） ～ 支援ファイルの導入等について
 - ◆ 第三回部会（25年12月） ～ アセスメントツールの有用性等について
 - ◆ 第四回部会（26年 1月） ～ 部会における議論のまとめについて
-

発達障がい専門部会における議論のまとめ

□ アセスメントツールの活用における考え方について

1 アセスメントツール

アセスメントツール（以下、「ツール」という。）は、ここでは発達障がいを早期に発見し、その後の経過を評価するための確認票を指し、有効性が示されているものとして、「M-CHAT日本語版」、「PARS」などがある。

2 活用方法

- ・平成24年の調査によると、保健師の多くが乳幼児健康診査で発達障がいの把握ができていると回答しており、これは、保健師の経験・知識、問診票や聴き取りなどによる「気づき」により把握していると考えられる。
- ・ツールは、「気づき」をより確かなものとするための手段のひとつとして、万能ではないものの保健師の専門性のバックアップとして有用である。
- ・道では、ツールの活用方法や、市町村の職員を対象とした発達支援のための研修会等を実施するなど、発達障がいのある子どもや家族への支援に努めている。

3 課題

- ・大半の市町村が、ツール活用の必要性を感じているにもかかわらず、活用が進んでいない。

- ・その理由としては、保健師が活用方法を知らなかったり、障がいを発見した後の支援体制が整っていないこと、さらには、現行の健康診査の実施方法で障がいの把握ができていないと感じていることがあると考えられる。

4 活用に關する基本的事項

ツールの活用は、子どもの特性を知るための手段のひとつとして有用なものであり、道は、市町村に対し、健康診査での活用方法や障がいのあることを保護者に伝える際の配慮事項などを周知することが大切である。

(1) 有用性

発達障がいを共通の基準で客観的に評価するためには、ツールの活用が有用であり、活用をきっかけとして支援につなげることが期待できるほか、保護者の「気づき」を促すための手段のひとつとして活用することも可能である。

(2) 留意点

- ・保護者に対しては、月齢に応じた子どもの社会的行動の定型発達の道筋が理解できるよう十分な説明が必要である。
- ・ツールの活用により、子どもの特性を把握することができるが、確定診断を目的としたものでないことを十分に理解しなければならない。
- ・保護者の状況を把握し、必要な支援を行わなければ子どもの支援につながらない。
- ・保護者への質問などに関しては、保護者の負担を軽減するための工夫が必要である。
- ・道では、活用方法などに関する研修会を実施しているが、活用する場合には、スタッフ同士による事前の学習会などを実施することが望ましい。

(3) 配慮事項

- ・障がいの疑いがあることを伝える場合には、保護者と家庭の状況を十分に把握し、保護者の心情や気づきの程度に配慮しつつ慎重かつ丁寧に行うべきである。
- ・伝える場面では、保護者に対し、今後を見通した説明（支援する環境）が必要である。
- ・保護者の悩みに支援者は対等な立場で寄り添い、一緒に子育てを考えることが大切である。

(4) 支援と関係機関との連携

- ・早い段階から療育を提供することにより、その子どもなりの発達が促されることから、療育機関の利用が有効であり、市町村は保護者の状況を見極め、支援が必要な場合は、保護者の意向を踏まえながら、療育機関等の関係機関も交えるなど保護者支援も含めた支援策を講じていかなければならない。
- ・道では、地域における関係機関のネットワークづくりへの助言を行うために、地域づくりコーディネーターを配置するとともに、相談機能や療育機能の向上に向けた支援を行っており、市町村は、これらの事業の活用も含め、福祉部門、母子保健部門や教育部門が一体となり、地域の療育機能の充実に取り組むことが求められている。

□ ペアレントメンターについて

1 ペアレントメンターとは

「子育てが非常に困難あるいは障がいの存在が分かりづらいという意味で、同じタイプの子どもを育てている親」として相談することのできる信頼のおける存在が「ペアレントメンター」である。

2 必要性

- ・発達障がいのある子どもに対しては、障がいの可能性を早期に発見（把握）し、親の子育てに対する不安に寄り添い、早期に支援を始めることが望ましいとされている。
- ・「親による親の支援」であり、専門的支援ではないが、支援者が「同じ障がいタイプの子どもを育てている親」であることで、専門の支援者からは得られない支援効果があるとされている。

3 留意点

ペアレントメンターも子育てに悩む一人の親であり、支援する、あるいは相談を受けるという行為は精神的な重圧を伴うため、ペアレントメンターとして活動する上では相応の配慮が求められる。

(1) 立場

- ・ペアレントメンターは、あくまで「発達障がいのある子どもを育てる親」にすぎないため、他の親の相談に当たる場合には、相談を受ける際の最低限の留意事項などを学び、相談に際しての様々なトラブルを事前に回避するスキルを身につける必要がある。
- ・道では、平成25年度からペアレントメンターを養成する研修会を実施しているが、研修修了次第、すぐに相談活動が可能となるものではないことに十分留意しなければならない。
- ・ペアレントメンターは「福祉、臨床の専門家」ではなく、このことに留意した上で十分な研修を積み重ねる必要があり、活動の場については、当面、個別相談は行わず、複数のペアレントメンターで相談活動をするなど慎重に配慮していく必要がある。

(2) コーディネーター機能の必要性

- ・地域における活動の展開には、相談を受け付け、ペアレントメンターとのマッチングを実現するコーディネーター機能が必要不可欠である。
- ・コーディネーター機能は、リーダーメンター（先輩メンター）とスーパーバイザー（専門の支援者）がチームとなって実現することが望ましいと考えられる。

(3) 仕組みづくりの検討

道においては、養成研修を実施しつつ、その状況を踏まえながら、ペアレントメンターが活動するための仕組みづくりを検討していく必要がある。

4 普及啓発

ペアレントメンターの普及啓発は重要であるが、まだ歴史が浅いということもあるため、今後、ペアレントメンターに関する正しい認識や活動に対する理解の進展に努める必要がある。

□ 支援ファイルの基本的な考え方について

1 現状

- ・市町村の担当部署の大半が、支援ファイル（以下、「ファイル」という。）の導入を必要と考えているものの、進んでいない現状にある。
- ・平成24年の調査によると、障がいのある子どもを持つ親の多くがファイルを必要だと思っているが、導入されている市町村に居住している親の半数以上が使っていないと回答している。
- ・その理由としては、ファイルの必要性や有用性が十分に周知、認識されていないことが推察される。

2 課題

- ・調査結果などから、保護者や支援関係者へのファイルの意義の周知、共通認識の醸成が必要である。
- ・ファイルに盛り込むべき事項については、支援の継続や子育て・子育ての観点などが考えられるが、記載する側の手間や求める内容を考慮すると、オールマイティーなものとする必要性はないと考えられる。

3 基本的事項

道は、市町村に対して、ファイルに関する基本的な考え方などを示し、障がいのある子どもや保護者を支援する手立ての一つとして導入を促進するとともに、活用方法を紹介する必要がある。

(1) 基本的な考え方

- ・導入が進んでいない市町村においては、関係者の意見を聴取しながら、どのような視点にたったファイルが必要であるかを検討し、導入を進めるべきである。
- ・導入されているにもかかわらず、活用されていない場合は、保護者に対して必要性や有用性の周知が必要であるとともに、活用されるための見直しを随時行うことも検討すべきである。
- ・ファイルについては、次のいずれか（又は組み合わせ）の視点で作成した場合においても、基本的事項のほかに、保護者が選択できる事項を追加するなどにより、活用の幅が広がるものと考えられる。

①子育ての記録として活用する（保護者の子育て支援ファイル）

②子どもが一貫して継続的な支援を受けるためのツールとして活用する

③親の代わりに子どもを支える方に伝える記録として活用する

④子どもが成長した際に本人が活用できるファイルとして活用する

(2) ファイルの管理

基本的には保護者又は本人が管理し、記録については、保護者又は本人が行うほか、記録する項目によっては、保育所や幼稚園、学校、療育機関などの関係機関の協力を得ることが必要である。

(3) 盛り込む内容

- ・基本的事項のほか、保護者が選択して記録できる事項を追加可能なものとするにより活用の幅が広がる。
- ・乳幼児期、学齢期や成人期など、それぞれのステージにおける情報を盛り込む

べきであり、特に、幼児期における発達課題は漏らすことなく把握できるものとするのが望ましい。

- ・既に、教育サイドの支援ファイルが作成されている場合は、同様のファイルを複数保有することは保護者の負担となることから、既存のものを活用しつつ補完できる方法を検討する必要がある。

4 配付方法等

- ・配付については、ファイルを持っていることで障がいがあると見られることに抵抗がある保護者もいることや、活用の有無が保護者に委ねられることから、基本的には子どもを持つ全家庭に配付することが望ましい。
- ・市町村は、保護者が利用しやすいものとする方法を考えることが必要である。